

## 南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、スポーツ合宿の誘致による地域の活性化を図るため、市内の宿泊施設に宿泊して合宿を行う市内及び市外の学校の体育部活動及びアマチュアスポーツ団体（以下「スポーツ団体」という。）に対し、予算の定めるところにより、南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、スポーツ団体が実施する合宿であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) スポーツ活動を目的とした合宿又はスポーツ大会に参加するための宿泊であること。
- (2) 南島原市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設であって、バンガロー、コテージ、キャンプ場等を除く。）を利用すること。
- (3) 営利活動を目的としないこと。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条に規定する合宿を行う学生で構成されたスポーツ団体（指導者等（部長、監督、コーチ及びトレーナーをいう。）を含み、学生コーチ及びマネージャーを除く。）とする。ただし、補助の対象となる指導者等は、5人を限度とする。

### (補助金額及び限度額)

第4条 補助金額は、市内に宿泊した延べ宿泊者数（合宿の参加人数に、宿泊日数を乗じて得た数をいう。）に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、同一の補助対象者が当該年度に受けられる補助金の限度額は、1団体当たり10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市と包括連携協定を結んでいる学校のスポーツ団体に対する補助金の限度額は、1団体当たり20万円とする。

### (合宿の申込み)

第5条 補助対象者は、合宿を実施しようとする場合は、あらかじめ南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金合宿申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) 合宿承諾書（様式第3号）（学校のスポーツ団体である場合に限る。）
- (3) チーム登録申請の写し等（クラブチームである場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合宿を実施した日の翌月の15日までに、南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書（様式第2号）
- (2) 宿泊利用証明書（様式第5号）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び確定）

第7条 市長は、前条に規定する申請その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金交付決定及び確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付手続の特例）

第8条 この補助金の交付については、規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告は省略し、規則第7条の規定による交付の決定及び規則第14条の規定による額の確定は、併合して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 第7条の通知書を受けた者は、南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合は、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他、補助金の交付の目的を達することができないと認められる事由が生

じたとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。